

# 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度

## 運営審議会について

### 運営審議会の役割

運営審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例に基づいて設置される文京区の附属機関です（1条）。

- 1 運営審議会は、次の事項について区長の諮問に応じて審議し、答申をします（2条1項）。
  - (1) 個人情報保護条例の規定により区長又は実施機関がその意見を聴くこととされた事項
  - (2) 情報公開制度の運営に関する重要事項に関すること
  - (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関すること
- 2 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議を行うことができます（同条2項）。
- 3 毎年1回、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について取りまとめて運営審議会に報告しています。

### 運営審議会の組織・運営・守秘義務

- ・ 運営審議会は、9人以内の委員をもって組織します（3条）。
- ・ 委員の任期は2年です（4条）。
- ・ 運営審議会には、委員の互選により選出された会長・副会長を置きます（5条）。
- ・ 運営審議会は、会長が招集します（6条）。
- ・ 委員の過半数をもって審議会の定足数とします（7条）。
- ・ 議決を要するものについては、出席委員の過半数をもって決めます（同条2項）。
- ・ 委員には守秘義務が課せられます（9条）。

## 答 申 例

平成18年度

### 諮問第1号

個人情報保護制度の見直し及び犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録することについて

思想、信条、犯歴などの機微情報について電子計算組織への記録を禁止している個人情報保護条例の規定を改めて、例外的に一定の要件のもとで取り扱いができるようにすること、及びその場合に犯歴事務について電子計算組織を利用することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

平成19年度

諮問案件なし

平成20年度

### 諮問第1号

東京都シルバーパス事業経過措置実施に伴う介護保険業務に係る個人情報の目的外利用について

シルバーパス申請者の負担軽減のために、介護保険課が保有する課税情報を利用して、経過措置の対象者である旨の確認書を交付することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

### 諮問第2号

「消費生活相談に係る個人情報の外部提供について」及び「上記外部提供の本人通知の省略について」

消費者被害に迅速に対応するために、消費生活相談情報を関係機関と共有することにつき、運用に配慮した上で国民生活センターに外部提供すること及び外部提供に係る本人通知の省略について、差し支えないとの答申を頂きました。

### 諮問第3号

「住民税の公的年金特別徴収業務に係る個人情報の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

公的年金からの住民税の特別徴収に際して、課税事務を円滑に行うために、区が保有している各社会保険料賦課情報を税務課が取得・利用すること及び目的外利用に係る本人通知の省略について、妥当であるとの答申を頂きました。

平成21年度

諮問第1号

「高額医療・高額介護合算制度に係る申請の勧奨に伴う個人情報の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

高額医療・高額介護合算療養費支給制度に係る被保険者に対し、制度を周知し、申請を促すため、本人の申請前に関係保険者が各被保険者の保険給付額等の情報を共有すること及び目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号

住民税・軽自動車税のマルチペイメント収納の実施に伴う外部結合による個人情報の提供について

住民税等のマルチペイメント収納による利便性の高い納税制度を導入するため、税賦課情報を外部結合により金融機関に提供することは、妥当であるとの答申を頂きました。

平成22年度

諮問第1号

「介護保険要介護（要支援）認定者に係る給付情報の目的外利用について」、「後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

一定以上の高齢者の所在確認を行うため、介護保険要介護（要支援）認定者及び後期高齢者医療の被保険者の給付情報を敬老業務に利用すること及び目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号

「地域包括ケア管理システム情報の目的外利用について」、「災害時要援護者名簿の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

高齢者の地域における見守り体制の構築や高齢者サービス利用状況の一元的な把握を行うため、地域包括ケア管理システム情報に掲載されている情報及び災害時要援護者名簿の情報を利用すること及び目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第3号

「学術研究のための介護保険に係る個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について」及び「上記外部提供の本人通知の省略について」

国立大学法人東京大学医学部附属病院において、介護保険データを統計的に集計・分析し、要介護者の将来推計を行うとともに、介護保険サービスの効果を明らかにするため、介護保険第一号被保険者の個人情報のうち、被保険者の性、生年並びに直近及びその一年前における、認定月、要介護（要支援を含む。）認定区分及び介護保険サービス種別サービス利用の有無について、外部提供することは、妥当であるが、その余の情報を外部提供することは適当でない。また、当該外部提供に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

平成23年度

諮問第1号

「後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について」及び「上記による収集の本人通知の省略について」

後期高齢者を対象とした状況把握訪問について、未だ把握できていない高齢者への働きかけを進めていくため、後期高齢者医療の被保険者の給付情報のうち、未受診者のものの情報の収集を平成23年度において実施すること及び当該収集に係る本人通知を省略することは、妥当であるとの答申を頂きました。

平成24年度

諮問案件なし

平成25年度

諮問第1号

「戸籍副本データ管理システムによる個人情報の提供（外部結合）について」

大規模災害時における戸籍の完全滅失の防止、戸籍の正本滅失時の迅速な再製等を可能とし、区民福祉の向上に資するものであるが、戸籍という身分関係の証明の基礎となる極めてプライバシー性の高い情報を取り扱うものであるから、情報セキュリティ措置が講じられることを前提として、法務省による戸籍副本データ管理システムとの外部結合をすることは、妥当であるとの答申を頂きました。

平成26年度

諮問第1号

「認知症ケアパスの作成のために行う認知症実態調査に係る個人情報の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

認知症ケアパスを作成するに当たり認知症実態調査を実施することは、行政として取り組むべき課題であると考えられる。調査対象者を効果的に抽出し、かつ、調査結果を的確に分析するために、介護保険被保険者情報のうち、必要な個人情報を目的外利用すること及び当該目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

平成27年度  
諮問第1号

「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて」

文京区の個人情報保護に関する条例について、番号法第31条に基づいた規定整備を行う等の適切な措置を講ずることが求められるため、定義の追加や特定個人情報の目的外利用の制限等8項目についての答申とともに、情報セキュリティ対策の強化、特定個人情報の適正な取扱いに係る職員に対する教育・啓発等必要な措置を速やかに講じる要望を頂きました。

諮問第2号

「文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正について」

認知症や精神障害等により判断能力を欠く者は、当該個人の情報を本人から直接収集することが困難であり、当該個人情報が収集できないことで、本人が適切な行政サービスや支援が受けられなくなることを避けるため、文京区の個人情報に関する条例第8条第2項に第5号を加えることについて、濫用のリスクの無いよう、入手した情報を適切に管理すること及び実施状況について審議会に報告すること等、厳格な措置を求めた上で、上記の課題を解決するために、条例を一部改正することは、合理性があり妥当であるとの答申を頂きました。

平成28年度  
諮問第1号

「住民票の写し等のコンビニ交付サービス実施に伴う個人情報の提供（外部結合）について」

個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービスを導入するにあたって、区役所に設置される証明書発行サーバと地方公共団体情報システム機構が構築・運用する証明書交付センターシステムとの接続を外部結合により行うことについて、当該サービス導入は、住民の利便性の向上、窓口の混雑緩和等が期待できるが、区が送受信するデータは、複数の個人情報が含まれる極めてプライバシー性の高いものであるから、情報セキュリティ措置が講じられることを前提として、妥当であるとの答申を頂きました。

平成29年度  
諮問第1号

「文京区特定健康診査等実施計画等の策定における国民健康保険加入者の特定健康診査等のデータの目的外利用における本人宛て通知の省略について」

第3期特定健康診査等実施計画及び保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定にあたり、個々のデータを匿名化処理し、その分析・活用にあたっては統計的な処理をすることで個人識別性を失うことが認められ、かつ対象となる個人情報が約4万7千件以上と大量であることから、本件目的外利用について、本人への通知は省略して差し支えないとの答申をいただきました。

しかしながら、本件において目的外利用する情報は、センシティブかつプライバシーの核心となる情報であることから、慎重に取り扱うことは当然として、目的外利用が適切な措置のもとに行われていることについて広く周知する旨、ご意見をいただきました。

# 文京区の情報公開制度

## 情報公開制度とは

情報公開制度とは、区の保有する行政情報を請求にもとづいて公開する制度です。公正で民主的な行政の推進のために、区民等の「知る権利」を保障し、行政の「説明責任」を果たすための制度の一つです。文京区では、文京区情報公開条例に基づいて情報公開制度を運用しています。

### 1 公開請求できる人（5条）

情報公開請求ができる人を制限していません。どなたでも請求することができます。

### 2 公開請求できる情報（2条）

区の実施機関が組織的に用いている行政情報（組織共用文書）が対象となります。文書のほか、図画や電磁的記録が含まれます。

条例では実施機関を、区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会としています。

### 3 公開請求の窓口

情報公開請求は、文京シビックセンター2階の「行政情報センター」の窓口で受け付け、写し等の受け渡しも同センターで行います。

また、郵便、ファックス、電子申請で請求することもできます。

### 4 公開できない情報（7条）

行政情報は公開することが原則ですが、情報の性質から例外として公開できない情報もあります。条例では、次のものを公開できない情報として規定しています。

- (1) 法令などの規定で、公開できないとされている情報（7条1号）
- (2) 個人に関する情報（同2号）
- (3) 法人に関する情報で、事業活動に著しく不利益を与える情報（同3号）
- (4) 犯罪の予防その他公共の安全・秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報（同4号）
- (5) 審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、意思決定の中立性が損なわれたり、不当に区民の間に混乱を生じさせるなどの支障を及ぼすと認め

られる情報（同 5 号）

- (6) 行政運営に係る情報で、検査、契約などの事務に関して区の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報（同 6 号）

## 5 公開の可否の決定（13 条）

公開・非公開の決定は、原則として、その日のうちに行います。

ただし、情報によっては検索や決定に時間を要する場合があります、後日決定し公開することもあります。この場合は、まず、公開請求があった日の翌日から起算して 14 日以内の決定延長を行うことができます。また、14 日以内に決定を行えない場合は、請求日の翌日から起算して 60 日以内に公開決定等を行うことができることとしています（13 条）。

さらに、著しく大量であるため、60 日以内に公開決定等ができないときは相当な期間内に公開決定等を行うことができます（14 条）。この場合は、公開決定等を行った旨を運営審議会へ報告することとされています。

## 6 公開の方法と費用（17 条・18 条）

閲覧、視聴または写しの交付（コピー）により公開します。

閲覧及び視聴は無料です。

なお、写しの作成及び送付に必要な費用は実費を負担していただきます（例：コピー 1 枚 10 円（A3 まで））。

## 7 不服申立制度（20 条・20 条の 2）

### (1) 審査請求

公開決定等又は、公開請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法の定めるところにより、審査請求をすることができます。

審査請求が行われた場合、条例に定める一部例外の場合を除き、実施機関は、文京区情報公開及び個人情報保護審査会<sup>※</sup>に諮問しなければなりません。

### (2) 行政事件訴訟法に基づく、取消訴訟を提訴することもできます。

### ※ 文京区情報公開制度及び個人情報保護審査会

文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例により設置された機関です。

この審査会は、弁護士や学識経験者など 5 人で構成され、実施機関からの諮問に応じて審議し、答申を行います。

## 情報公開制度の変遷

昭和61年	4月	東京都文京区行政情報の公開に関する条例施行
平成11年	8月	今後の情報公開制度のあり方について (あり方検討委員会報告書)
平成11年	9月	文京区における今後の情報公開制度のあり方について(諮問)
平成11年12月		文京区の情報公開のあり方について(答申)
平成12年10月		文京区情報公開条例施行(大改正)
平成13年	4月	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行
平成17年	3月	文京区情報公開条例一部改正(指定管理者に関する規定等追加)
平成28年	3月	文京区情報公開条例一部改正(行政不服審査法改正に伴う改正)

## その他 条例上の制度

### 1、裁量的公開(10条)

非公開とすべき情報(前述4の(2)~(6))について、公益上特に必要があると認めるときは公開することができます。

この場合は、その旨を運営審議会に報告することとされています。

### 2、存否応答拒否(11条)

公開請求に係る行政情報の存否を答えるだけで、特定の個人の生命、身体等が害されると認められた場合、又は非公開とすべき個人情報を開示するのと同じ結果になる場合は、公開請求を拒否することができます。

本条により公開請求を拒否した場合は、その旨を運営審議会に報告することとされています。

### 3、第三者保護の手続き(16条)

公開請求に係る情報に第三者の情報が記録されている場合に、当該第三者の保護のため、意見書提出の機会を与えることができます。

また、前述の裁量的公開(10条)を行おうとするときは、必ず意見書提出の機会を与えなければなりません。

### 4、指定管理者に関する特例(25条の2)

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の保有する情報について情報公開が後退することのないよう、情報公開条例の規定を整備しました。

具体的には、指定管理者各々が、自己が行う公の施設の管理の業務に関する情報について、情報公開制度を整備することを想定しています。

また、指定管理者が保有する公の施設の管理の業務に関する情報について、区に情報公開請求があった場合は、区は当該指定管理者に対して当該情報の提供を求め、情報公開を進めることとなり、区からの情報提供の求めがあった場合は、指定管理者は速やかにこれに応じるよう努めるものとなりました。

## 5、情報公表制度（22条）

区の基本計画や会議体の議事録、主要事業の進行状況などについては、公表することが義務付けられています。

## 6、情報提供施策の充実（23条）

情報提供施策の充実に努めることを規定するとともに、情報公表及び情報提供施策の実施状況を運営審議会に報告することとされています。

※ 区では、区民の方が区政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開請求を待つことなく、積極的に区政に関する情報の公表や提供を進め、「行政情報センター」や「文京区ホームページ」での行政情報の提供を充実させていきます。

## 文京区の個人情報保護制度

### 個人情報保護制度とは

区は、区民の生活に密着した仕事をしていますので、区民の個人情報を数多く取り扱っています。「個人情報保護制度」は、不適正な取扱いによって個人の権利や利益が侵害されないよう、個人情報についての安全を確保するための制度で、「文京区個人情報の保護に関する条例」で取扱いの原則や区民の権利が定められています。

この制度は三つの大きな柱からできています。

- ① 区が個人情報を取り扱う際に守らなければならないルールを定める。
- ② 区が保有している個人情報の本人に、情報の開示請求や訂正請求など「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」があることを定める。
- ③ 適法性を担保するための責務・罰則を定める。

### 個人情報・特定個人情報とは

#### 1、個人情報とは（2条1号）

個人に関する情報（氏名、住所、電話番号、職業、収入、保険証番号など個人の属性を示す情報）であって、特定の個人が識別され、または識別され得る一切の情報をいいます。

#### 2、特定個人情報とは（2条2号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の第2条第8項に規定されているとおり、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

#### 3、保有個人情報（保有特定個人情報）とは

個人情報（特定個人情報）のうち、区が職務上保管し、利用するものを保有個人情報（保有特定個人情報）といいます。これらの情報は、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク、その他これらに類する媒体に記録されたものがあります。手書きの情報であるか、コンピュータに入力されている情報であるかを問いません。また、本人からの開示請求等の対象となります。

この場合、区とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会をいいます。これらの機関を条例は「実施機関」として、個人情報保護制度を実施する責任を負わせています。

## 個人情報を取り扱うためのルール

### 1 個人情報取扱い業務等の登録・公開

#### (1) 個人情報業務登録簿（9条）

区の個人情報を取り扱う業務の全てについて、業務の名称、目的、対象となる個人の範囲、個人情報の項目等について登録制度を設け、登録簿を公開しています。

#### (2) 個人情報ファイル簿（9条の2）

個人情報を取り扱う業務のうち、電子計算組織を利用してデータベース化したもの及び紙情報であっても検索できるように体系的に構成したもの（個人情報ファイル）のうち、1,000件以上の個人情報を記録するものについて、登録簿を設けて、公開しています。

※ 特定個人情報ファイルは識別できる個人情報の数や保存期間に関わらず、必ず個人情報ファイル簿に登録を行います。

#### (3) 特定個人情報保護評価（PIA）の実施・公開

特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減させるための適切な措置（特定個人情報保護評価）を実施し、公開しています。

### 2 収集の原則

#### (1) 適法かつ公正な手段により、必要最小限の情報を収集すること（6条）

個人情報業務登録に登録された、業務の目的に必要な範囲で収集することとされています。

#### (2) 収集禁止事項の規定（7条）

思想・信条・宗教・人種・社会的差別の原因となる社会的身分・犯罪に関係する情報（センシティブ情報、機微情報といわれるもの。）は原則として収集できません。

ア 法令等による場合の例外があります。

イ 審議会事前一括承認による例外基準表（事務要領P21）があります。

#### (3) 目的・根拠を明らかにして、本人から直接収集するのが原則（8条）

ア 本人同意がある場合や法令の規定に基づく場合などの例外があります。

イ 審議会事前一括承認による、本人の同意を要しない本人以外からの収集の基準表（事務要領P30）があります。

ウ 審議会事前一括承認による、本人の同意を要しない本人以外収集における本人あて通知の省略基準表（事務要領P31）があります。

※ 特定個人情報を収集し、保管することは原則禁止（番号法20条）

※ 番号法19条各号に該当する場合に、収集・保管が認められます。

### 3 管理の原則

- (1) 情報は、正確かつ最新なものであること。不要になったら迅速に廃棄すること、漏えい等の事故を防止すること（10条）
- (2) 個人情報保護管理総括責任者、個人情報保護管理責任者、個人情報保護事務取扱者、同補助者、個人情報保護監査責任者を設置しています（11条）。
  - ア 職員を対象とした研修を行っています。
  - イ 電子計算組織を利用する場合は、文京区情報セキュリティに関する規則による措置を講ずることとしています。
- (3) 外部委託・受託者に対する措置（12条）
  - ア 業務委託するときは、委託契約において個人情報の保護について必要な措置をとらなければならないこととしています。
  - イ 業務委託したことを、運営審議会に報告することとしています。
  - ウ 受託者、指定管理者及びその従事者について、個人情報の適切な管理について必要な措置を講ずることとし、また、実施機関の職員と同様の個人情報保護義務を課しています（12条の2）。

### 4 利用の原則

個人情報は、業務の目的に即して、適正かつ合理的に利用しなければならない（13条）。

- (1) 目的外利用の制限（14条）

業務目的の範囲を超えた利用は、本人の同意があることが原則。

  - ア 法令に基づく利用など、例外があります。
  - イ 審議会事前一括承認による本人の同意を得ない利用についての基準表及び本人あて通知の省略基準表（事務要領P69、70）があります。
  - ウ 目的外利用を行った場合は、運営審議会報告事項とされています。

※ 特定個人情報は、番号法9条に規定する利用の範囲を超えて、利用してはいけません（14条の2）。例外的に利用した場合、運営審議会へ報告を行います。
- (2) 外部提供の制限（15条）

業務の目的の範囲を超えて、個人情報を区の機関以外のものに提供する場合は、本人同意があることが原則。

  - ア 法令に基づく提供など、例外があります。
  - イ 審議会事前一括承認による本人の同意を得ない利用についての基準表及び本人あて通知の省略基準表（事務要領P78、79）があります。
  - ウ 外部提供を行った場合は、運営審議会報告事項とされています。

※ 特定個人情報は、番号法19条各号のいずれかに該当しなければ、提供することはできません。
- (3) 電子計算組織への機微情報の記録の禁止（15条の3）

7条に規定する収集禁止事項である個人情報を記録することが、原則として禁止されています。ただし、法律、条例に規定のある場合及び運営審議会の意見を聴いて記録する場合の例外があります。

(4) 外部結合による個人情報の提供の禁止（15条の4）

データベース化された個人情報を、区の機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線等で結合することにより提供することが原則として禁止されています。また、結合した場合は運営審議会報告事項とされています。

## 自己情報コントロール権の保障

### 1 開示等請求権

個人情報の本人は、自己情報の開示、訂正、削除、利用中止を請求できます。

#### (1) 自己に関する個人情報についての開示請求

- ① 区が保有する個人情報は、開示の請求があれば、原則として本人に開示することとされています（16条2項）。
- ② 例外として非開示にできる場合が規定されています。
  - ・ 法令に規定がある場合（16条3項1号）
  - ・ 判定、評価、医療記録等で本人に開示するのが妥当でないもの（同2号）
  - ・ 取締り、調査、交渉、照会、争訟に関するもので、開示することにより適正な事業執行に著しい支障の生ずるおそれのあるもの（同3号）
  - ・ 自己に関する情報であると同時に第三者の個人情報でもある場合（同4号）
  - ・ 法人の事業に関する情報が含まれている場合で、当該法人の正当な利益を著しく害すると認められる場合（同5号）

#### (2) 自己情報が誤っている場合は、訂正の請求ができます（17条）。

#### (3) 自己情報が手続きに違反して収集された場合、削除の請求ができます（18条）。

#### (4) 自己情報が手続きに違反して利用されている場合、その利用の中止を請求できます（19条）。

### 2 開示等請求の窓口

開示等請求は、文京シビックセンター2階の「行政情報センター」の窓口で受け、写し等の受け渡しも同センターで行います。

なお、情報公開と異なり、請求にあっては本人確認を求めています。

### 3 請求に対する決定

開示請求に対しては、直ちに（即日）決定を行うこととしています（21条）。

その他の請求は、受理した日の翌日から起算して20日以内に決定を行います。

なお、決定に時間を要する場合は、受理した日の翌日から起算して14日以内の決定延長、60日以内の再延長が認められています。

### 4 不服申立制度

#### (1) 審査請求（23条、23条の2）

開示等請求に対する決定又は、開示等請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法の定めるところにより、審査請求をすることができます。

審査請求が行われた場合、条例に定める一部例外の場合を除き、実施機関は、文京区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければなりません。

#### (2) 行政事件訴訟法に基づく、取消訴訟を提訴することもできます。

## 罰 則

個人情報保護制度の実効性を確保し、個人情報の保護を徹底するため、平成 17 年 3 月の改正で、個人情報の不適切な取扱いに対する罰則を設けました。

また、特定個人情報に係る罰則については、番号法が直接に適用されます。

### 1 罰則（区条例）

区分	対象情報・行為		罰則
個人情報ファイルの提供（第 34 条）	対象情報	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理に係る個人情報ファイル	2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
	行為	正当な理由なく提供、又は他人が利用できる状態におくこと	
保有個人情報の提供又は盗用（第 35 条）	対象情報	業務に関して知り得た保有個人情報	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	行為	自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したこと	
職権濫用による個人情報の収集（第 37 条）	対象情報	個人の秘密に属する個人情報	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	行為	専らその職務の用以外の用に供する目的で収集した場合	

### 2 罰則（番号法）

条文	行為	法定刑
第 51 条	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供	4 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又は併科
第 52 条	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金又は併科
第 53 条	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金又は併科
第 54 条	人を欺き、又は人に暴行を加え、人を脅迫し、又は財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金
第 55 条	国の機関、地方公共団体の職員等が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
第 56 条	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 57 条	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 58 条	偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードを取得	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

## 文京区の個人情報保護制度の変遷

文京区個人情報の保護に関する条例

平成 5年10月 条例施行

平成13年12月 住民基本台帳ネットワークシステム個人情報保護  
検討委員会報告書

平成14年 3月 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、  
同施行（外部結合の制限等追加）

平成17年 3月 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、  
4月施行（一部7月施行）（罰則等追加）

平成17年 4月 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行  
個人情報の保護に関する法律施行

平成27年10月 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、  
同施行（番号法導入に伴う改正）

## その他 条例上の制度

### 1 存否応答拒否（21条の2）

探索的請求など、存否を答えるだけで、非開示情報を開示したのと同じ結果になるような請求に対しては情報の存否を含めて応答を拒否できるものとしました。

### 2 第三者保護に関する手続（21条の3）

開示請求の対象となった情報に、第三者に関する情報が含まれている場合、適正な制度運用を図るため、任意の意見照会の手続きを定めました。

### 3 苦情の処理（24条）

条例による実施機関の個人情報等の取扱いに関して区民から寄せられる苦情に、実施機関は迅速かつ適切に対応することの義務を明らかにしています。

### 4 事業者に対する区長の指導・勧告等（25条）

事業者が事業活動に伴い、個人情報に係る区民の基本的な人権を著しく侵害する行為があったときは、区長はその行為の是正又は中止を指導し、又は勧告できる旨を定めています。

### 5 事業者に対する意識啓発（26条）

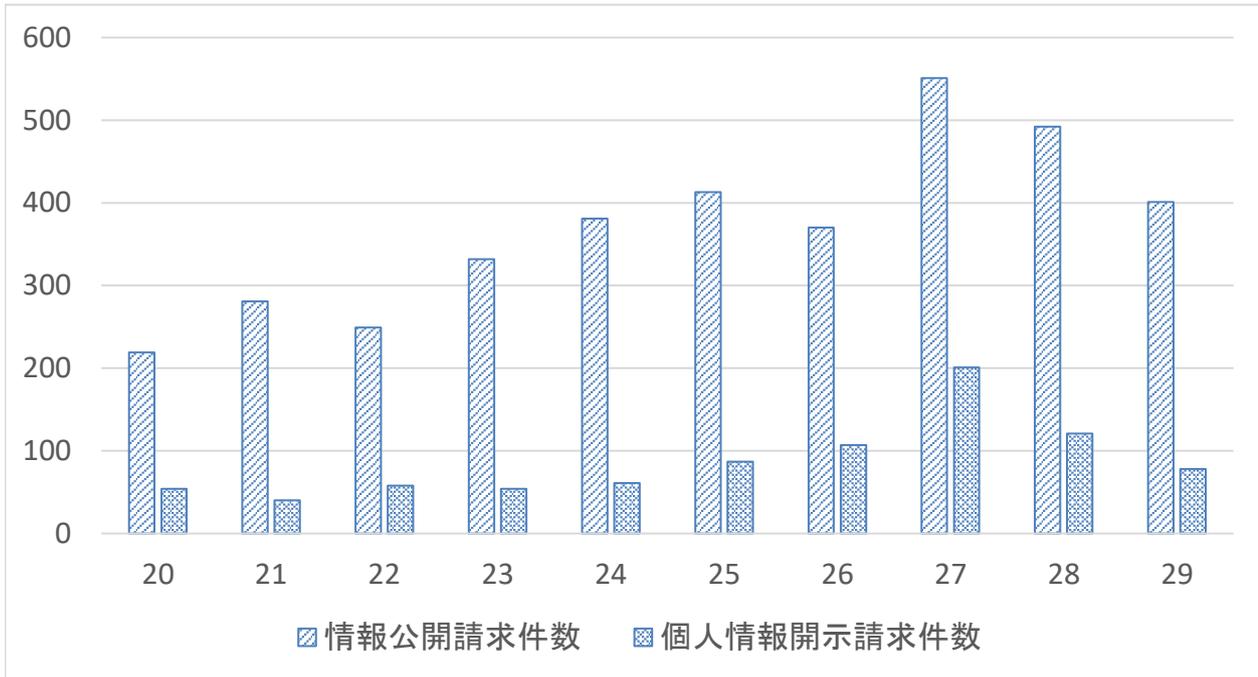
区長が事業者に対して、個人情報保護について、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない旨を定めています。

## 6 指定管理者に対する特例（27条の2）

指定管理者に対して、区条例の個人情報の収集・保管・利用に関する規定を準用することを規定しています。

また、指定管理者の保有する個人情報に対する開示等の手続きについて、区条例を準用し、実施機関に対して開示等の請求ができることや、指定管理者の保有する個人情報を、保有個人情報とみなす規定を設け、条例の罰則規定を適用することとしました。

情報公開請求及び個人情報開示請求の推移



年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
情報公開請求 件数	219	281	249	332	381	413	370	551	492	401
個人情報開示 請求件数	54	40	58	54	61	87	107	201	121	78